

# 令和2年3月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 令和2年3月30日(月)午後2時00分～午後3時30分  
◎ 場 所 富田林市役所 庁議室  
◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
山口 道彦	山元 直美	勝山 健一	南 栄子	水本 哲也

◎ 事務局

山本 教育総務課長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長	正木 生涯学習部 次長兼 生涯学習課長	辻野 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	阪本 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長
尾谷 中央図書館長	井尻 金剛図書館長	竹岡 文化財課長代理		
				(書記)谷塚 教育総務課長代理

# 令和元年度 3 月定例教育委員会会議録

令和 2 年 3 月 30 日(月)  
開会：午後 2 時 00 分  
閉会：午後 3 時 30 分

山本教育総務課長

令和元年度 3 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。まず、次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、4 月 30 日（木）の午後 2 時から、市役所、庁議室での開催を予定しております。

それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

## 《議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

山口教育長

それでは、令和元年度 3 月定例教育委員会会議を開会いたします。まずは、日程第 1、会議録署名委員の指名について、今月は、水本委員よりお願いいたします。

水本委員

よろしく申し上げます。

山口教育長

続きまして、日程第 2、会議録の承認について、先月 2 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、日程第 3、教育長報告に移ります。今月は 2 件の報告がございます。

まずは、報告第 26 号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、今月は、新規の申請がございませんので、これまで承認したことのある行事について、何かご質問等はございませんか。

山元委員

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、開催が予定されている行事が中止になる可能性はありますか。

山本教育総務課長

まず、① 国際交流&イングリッシュキャンプについては説明いたします。こちらの行事は、以前申請のあった期日での開催が中止となったため、期日を延期したいということで、今回改めて申請されたという経過がございます。現時点では、記載どおり令和 2 年 7 月 11 日（土）～令和 2 年 12 月 20 日（日）の開催を予定しておりますが、引き続き今後の状況を注視し、開催の可否を判断されるということです。

正木生涯学習課長

それでは、②、③および④の行事の開催について説明いたします。② とんだばやし混声合唱団 第 24 回定期演奏会については、現在開催中止を検討中であるということです。③ 2020 年度 大阪大谷大学 については、現在確認中であります。④ 第 46 回 富田林市長杯争奪少年軟式野球大会については、開会式のみ中止とし、試合は開催予定でございます。以上でございます。

山元委員

ありがとうございます。もう一点お伺いしますが、②のとんだばやし混声合唱団は、大人の方で構成された合唱団ですよね。

正木生涯学習課長

はい。そのとおりでございます。

山元委員

青少年が中心である富田林市少年少女合唱団の演奏会では、大阪狭山市のSAYAKAホールを使用することが多いと聞いているのですが、とんだばやし混声合唱団の演奏会では、すばるホールを使用されるのですか。

正木生涯学習課長

はい。すばるホールの大ホールを使用いたします。SAYAKAホールの小ホールは音楽会等に特化した設備となっており、一体感のある演奏が可能ですが、こちらは800人の観客が収容可能な大きなホールです。

山元委員

それだけ多くの方が見に来られる演奏会ということですね。

正木生涯学習課長

そのとおりでございます。

山元委員

わかりました。ありがとうございます。

山口教育長

それでは、他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第26号につきましては、これで終わります。

続きまして、報告第27号、令和2年第1回(3月)富田林市議会定例会の報告について、はじめに、すべて報告していただいてから、ご意見、ご質問をお受けいたしますので、よろしく願いいたします。それでは、資料1の教育指導室から報告をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

それでは、報告第27号「令和年第1回(3月)市議会定例会の報告」について、教育指導室関連の質問について、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。大阪維新の会・無会派の会、京谷議員からの代表質問です。

答弁は、教育指導室が一括して答弁致しました。質問の主旨は資料のとおりでございます。

#### 《資料1 答弁内容について説明》

続いて、資料2をご覧ください。同じく、大阪維新の会・無会派の会、京谷議員からの代表質問です。

質問の主旨といたしましては、今後児童生徒数の減少が見込まれる中、統廃合、義務教育学校や小中一貫校の設置の検討をすすめることについて問う主旨からの質問でした。

#### 《資料2 答弁内容について説明》

次に、資料3をご覧ください。ふるさと富田林、坂口議員からの代表質問です。

質問の主旨といたしましては、保育所等訪問支援事業の実施にあっては、学校との連携を密にすることや、つながるファイルについては保護者のニーズにあった運用を行うことで子どもへの支援を充実させることを求める主旨からの質問でした。

#### 《資料3 答弁内容について説明》

続いて、資料4をご覧ください。同じく、ふるさと富田林、坂口議員からの代表質問です。

質問の主旨といたしましては、学校図書館の充実と学校図書館教育支援員の待遇改善を求める主旨からの質問でした。

#### 《資料4 答弁内容について説明》

続いて、資料5をご覧ください。公明党、高山議員からの代表質問です。

質問の主旨といたしましては、不登校・いじめへの対策の充実を求める主旨からの質問でした。

《資料5 答弁内容について説明》

以上でございます。

房田生涯学習部次長代理

それでは、文化財課の質問について、ご説明申し上げます。資料6をご覧ください。公明党、高山裕次議員の代表質問でございます。

発言主旨といたしまして、①②は、全国的に空き家が問題となっているが、特に、歴史的町並みが残る富田林寺内町についての空き家の現状と課題について、また、寺内町には大型の町家もあり、その空き家について、歴史的資料もあるであろうから、それらを有効活用して展示施設などに有効活用すれば、空き家問題と地域の活性化の対策にもなるのではないかと。というご提案があり、③については、文化財保護法が改正されて、市町村において文化財の保存活用のマスタープランともいえる、文化財保存活用地域計画を策定できることが位置づけられたが、策定と今後の本市の展望についての質問でした。

《資料6 答弁内容について説明》

資料6については、以上でございます。

辻野教育総務部次長代理

続いて、資料7をご覧ください。とんだばやし未来、尾崎議員からの代表質問です。

質問の主旨といたしましては、学校を拠点とした地域づくりを進めることを求める主旨からの質問でした。教育指導室で一括してお答えいたしました。

《資料7 答弁内容について説明》

以上でございます。

房田生涯学習部次長代理

資料8をご覧ください。とんだばやし未来、尾崎哲哉議員の代表質問でございます。

発言主旨ですが、観光行政についての質問のうち、本市の富田林寺内町のような重伝建地区を持つ自治体と個別連携を進めて行くと施政方針で示されているが、どのように進めて行くのか。ということでした。

《資料8 答弁内容について説明》

資料8については、以上でございます。

辻野教育総務部次長代理

続いて、資料9をご覧ください。日本共産党、田平議員からの代表質問です。

質問の主旨は、次年度の市立幼稚園の取組みについて問う主旨からの質問でした。

《資料9 答弁内容について説明》

続いて、資料10をご覧ください。同じく、日本共産党、田平議員からの代表質問です。

答弁の主旨につきましては、資料の通りでございます。

《資料10 答弁内容について説明》

以上でございます。

房田生涯学習部次長代理

それでは、資料11をご覧ください。共産党、田平まゆみ議員の代表質問でございます。

質問の内容、及び発言趣旨といたしまして、文化財行政の充実にあたり、(1)として、平成29年7月市文化財保護条例制定以降の文化財保護審議会の活動経過と今後の方向性、市指定文化財の指定についての今後のスケジュールについて。

(2) 国史跡「新堂廃寺跡附オガンジ池瓦窯跡、お亀石古墳」を史跡公園とするための保存活用計画策定に向けて、以前からの経過と現状、今後の進め方、大阪府の土地が大部分である新堂廃寺跡を無償貸与も視野に入れて交渉してはどうか。という提案。

(3) 埋蔵文化財センターなどについて、埋蔵文化財センターの条例や規則など、施設の位置づけ、空調管理などの設備状況、保管スペースの空き状況や人員配置状況と現状と課題、また、歴史資料等の管理リスト化についての状況。

(4) 郷土資料館の設置を求めて、給食センターの跡地や道の駅のような施設併設の提案、最後に、市の歴史・文化の発信拠点となり、気軽に行ける郷土資料館の設置についての見解を問われました。

《資料 11 答弁内容について説明》

資料 11 については、以上でございます。

続いて、資料 12 をご覧ください。自由民主党、南方議員からの代表質問です。

質問の主旨は、次年度の市立幼稚園の取組みについて問う主旨からの質問でした。

《資料 12 答弁内容について説明》

続いて、資料 13 をご覧ください。同じく、自由民主党、南方議員からの代表質問です。

質問の主旨は、不登校児童生徒への対応について問う主旨の質問でした。

《資料 13 答弁内容について説明》

教育指導室関連については、以上でございます。

ありがとうございます。それでは、まずは、資料 1 について、何かご質問等はいかがでしょうか。

市立幼稚園・保育所の統廃合について、統廃合を進めていくべきと考えられているのか、統廃合を行わずに合同保育等の新たな取組みを促進するべきと考えられているのか、本市議会ではどちらの意見が多いのでしょうか。

お答えいたします。答弁書にもございますように、必要経費の増大や機会損失を避けるために、統廃合を含む対策を早急に進めるべきという意見がある一方で、市立幼稚園の廃園に反対する署名や請願書も提出されているという現状であり、統廃合につきましては、両方の意見がございます。

わかりました。今後どのような方向へ向かうかは、引き続き検討していくということですね。

はい。来年度から試行的に実施する取組みによって、どのような効果が発揮されるのかを見極めたいと、方針の策定を進めてまいりたいと考えております。

当面は、現在運営する市立幼稚園 10 園全てで試行的な取組みを行い、その後、改めて今後のあり方について示していくということですね。

幼稚園を選択するか、保育所を選択するかを決定する上で、預かり時間は非常に重要な点ですので、3 年保育や預かり時間延長等の取組みは、保護者の方にとっても選択の幅が広がるありがたいものだと思います。それに関連しまして、本市の市立幼稚園と保育所、認定こども園等との連携や分担については、どのようになっていますか。

辻野教育総務部次長代理

はい。現在、幼稚園・保育所のあり方について、さまざまなご意見をいただく中で、昨今の保護者の保育ニーズの高まりを実感しております。しかしながら、本市に限らず、少子化の進行により今後さらに児童数が減少していくことが見込まれますので、市立幼稚園・保育所のあり方については、こども未来室等の関係部署とも連携し、論議をしているところでございます。

山口教育長

来年度から新しく認定こども園が開園されますので、その説明をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

ご説明させていただきます。来年度、美原区近くの甘山に新しく幼保連携型の認定こども園が新設されます。名前は「葵音つばさこども園」です。

山元委員

私立ですか。

辻野教育総務部次長代理

私立の認定こども園でございます。

山元委員

本市も補助を行っていますよね。

辻野教育総務部次長代理

はい。行っております。

山口教育長

保育認定の区分によって、1号認定の方は幼稚園または認定こども園、2号・3号認定の方は保育所または認定こども園と、利用できる施設が異なりますので、今回新しく認定こども園が出来ることで、連携の推進と待機児童の解消に寄与するものと思います。

勝山委員

認定こども園の管轄は教育委員会になるのですか。

辻野教育総務部次長代理

本市の担当部署は、こども未来室でございます。

勝山委員

わかりました。幼稚園では学校教育法により健康診断が義務付けられていると思いますが、認定こども園の場合はどうですか。

南委員

子どもの通っていた保育所でも、健康診断を行っていたと思いますが。

勝山委員

保育所でも行っているのですね。認定こども園と幼稚園・保育所では、施設の性質が異なると思いますが、どうですか。

山口教育長

幼保連携型の認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の性質をあわせもつ、学校かつ児童福祉施設というような扱いになります。

辻野教育総務部次長代理

幼稚園は学校教育法に定める学校、保育所は児童福祉法に定める児童福祉施設です。幼保連携型認定こども園は認定こども園法に定める学校ということで、それぞれ根拠法令は異なりますが、幼稚園や保育所の場合と同様に、認定こども保育園でも健康診断を行うものと思います。

山元委員

今回、新しく認定こども園が設置されるということですので、今お伺いしたような幼稚園・保育所・認定こども園の比較内容をまとめた資料などがあれば、提供していただきたいです。

辻野教育総務部次長代理

わかりました。後日、ご用意させていただきます。

南委員

幼稚園で行う教育と保育所で行う保育の違いについても、具体的にどういった違いがあるのかわかりづらいところがあるので、詳細をまとめていただきたいと思います。

辻野教育総務部次長代理

わかりました。

山元委員

どの幼稚園や保育所、認定こども園等の施設であっても、小学校の入学に焦点を合わせた教育や保育を行っているとは思いますが、入学までにやってきていることがまるきり違うとなると、なかなか足並みを揃えるのは大変ですよ。同じ小学校

に入学する子どもたちが、全員で同じスタートラインに立てるよう、連携を推進していく必要があると感じます。

山口教育長

実際には、そこまで大きな差はないと思います。葵音つばさこども園も軌道に乗ってきたところですので、現場でどういった教育・保育を行っているのか、皆さんにも是非一度見学していただきたく存じます。

山元委員

そうですね、是非。自分の子どもが通っていた頃のことを思うと、やはり保育所は幼稚園に比べて座学が少なかった印象があるのですが、教育長がおっしゃるように差がなくなってきたということであれば、素晴らしいと思います。

山口教育長

保育所であっても保育しか行っていないということはありませんし、情操教育など、集団生活の中で育まれる面も大きいと思います。教育・保育内容については、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針に基づいて、一定以上の水準を保障しております。

山元委員

わかりました。葵音つばさこども園の見学の件、機会がありましたら、よろしくお願いたします。

山口教育長

また調整をさせていただきます。それでは、他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、資料2について、何かご質問等はございませんか。

水本委員

②の答弁、公立小中一貫校の設置について質問いたします。新学習指導要領において、小学校では中学年から外国語活動が導入されるなど小中連携が強化されている中で、本市においても、よりいっそう小中一貫教育を推進していく必要があると思います。府内の他市では、従来の小中学校が別々の場所にある状態で、施設分離型の小中一貫型小学校・中学校として、市内全校で9年間のカリキュラムを実施しているところもあると聞いております。答弁の中で「公立小中一貫校の設置についても研究を進めてまいりたい」とありますが、この研究の内容や方針としましては、具体的に何か検討されていますか。

辻野教育総務部次長代理

はい。検討段階ではありますが、新学習指導要領により来年度から小学校に英語専科指導教員が配置されることもあり、小中連携の一環として、9年間を通じた教育課程の編成なども進めていく予定でございます。生徒指導も含め、さまざまな部分で児童・生徒の発達上の段差をなくす取組みを行っておりますので、それらのノウハウを活かしながら、より系統的な教育を実施できるよう動いていきたいと考えてます。

水本委員

わかりました。小中一貫教育につきましては、今後さらに精力的に行動していく必要があると感じておりますので、よろしくお願いたします。

辻野教育総務部次長代理

引き続き、積極的に取り組んでまいります。

南委員

子どもを持つ保護者としては、小中一貫教育と中高一貫教育が混在している状況には戸惑いがあります。たとえば、小中一貫校から中高一貫校へ進学したい場合などは、どうなるのでしょうか。

辻野教育総務部次長代理

小中一貫校であっても、まず小学校に入学し、卒業するという点は変わりませんので、通常の進学と同様であると思います。

南委員

わかりました。子どもたちにとって、小中一貫教育と中高一貫教育のどちらを選択するのがよいのかというところは悩ましいですね。

水本委員 市立小中学校の連携については、同じ市立ということで比較的スムーズに行えると思いますが、ここに府立高等学校も含めるとなると、管轄の壁がありますよね。

辻野教育総務部次長代理 私立学校であれば、小中高一貫校として系統的な教育も可能だと思いますが。

山口教育長 そうですね。総合的な検討を進めてまいりたいと思いますが、なかなか難しいところだと思います。

山口教育長 なお、平成29年度より中高一貫校になった本市の大阪府立富田林中学校・高等学校では、高等学校からの入試も行っており、中高の教育の連続性を確保しております。

勝山委員 それについて、質問よろしいですか。外部から中高一貫校に編入する場合の問題点として、1年生で受ける授業の内容がまだ学んでいないことだったり、あるいは既に学んでいることだったり、内部進学生との間に差が生まれてしまうことが挙げられると思います。これを小中一貫校に当てはめた場合も同様の事態が発生すると思うのですが、どうですか。たとえば、小学校で学んだ内容を中学校でもう一度学ぶというようなことが起こるのでしょうか。

辻野教育総務部次長代理 この度の学習指導要領の改訂では、中学校で行う英語の授業は、小学校で学んだ英語の上に成り立つものとなります。

勝山委員 では単純に、中学校1年生時に行う英語の授業のレベルが上がるということですね。

辻野教育総務部次長代理 そのとおりです。その際、小中連携に段差が発生しないよう、本市教育委員会として尽力していく所存でございます。

山口教育長 小中一貫教育については、今後、さまざまな取組みを進めていく中で方向性を見定めていくこととなります。それでは、他にご質問等はございませんか。

特に無いようですので、資料3について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、資料4について、何かご質問等はございませんか。いかがでしょうか。

特に無いようですので、資料5について、何かご質問等はございませんか。

水本委員 適応指導教室YOUYOUや個別の指導も行うステップルームについて、学校に通いづらい等の問題を抱える児童・生徒への支援策として非常に有効な施策だと感じますが、ステップルームから適応指導教室YOUYOUへ、あるいは学校生活へ復帰した例はありますか。

辻野教育総務部次長代理 はい。今年度は、小学生2名が適応指導教室YOUYOUから学校生活へ復帰いたしました。

水本委員 フリースクールや民間の団体等との連携実績についても教えてください。

辻野教育総務部次長代理 フリースクール等との連携につきましては、各学校からの報告によると、平成30年度に2名、平成29年度に2名となっております。今年度の対象者は現在調査中であり、6月頃に確定予定となります。

水本委員 市内のフリースクール等の数について、報告をお願いできますか。

辻野教育総務部次長代理 富田林市は、複数のフリースクールが開校されており、必要に応じて連携を行っております。



山口教育長 学校のスクールソーシャルワーカー等の人材も活用しながら、引き続き連携を図っていくところです。

それでは、他にご質問等はございませんか。

特に無いようですので、資料6について、何かご質問等はございませんか。

では、私から一点質問させていただきます。答弁内にある「LLPまちかつ」とは、こういった団体ですか。

房田生涯学習部次長代理 寺内町の建物所有者と、その建物の使用を希望する方を対象としまして、空き家等の活用に関する相談といった橋渡しの活動を行う団体です。

山口教育長 ありがとうございます。それでは、他にご質問等はございませんか。

特に無いようですので、資料7について、何かご質問等はございませんか。

水本委員 (2)地域の連携で子どもの安全確保の答弁について、青色防犯パトロール活動に対し活動費の助成を行っているとのことですが、詳細を教えてください。

辻野教育総務部次長代理 地域での自主的な青色防犯パトロール活動を支援するため、活動事業費の一部を補助するもので、本市の危機管理室が助成金の交付を行っております。

山本教育総務課長 補足いたしますと、青パト車両のリース料や維持管理に係る経費が助成の対象で、年間の上限額が50万円であったと思います。

山口教育長 青色防犯パトロール活動団体は、市内にいくつかありますよね。

山本教育総務課長 現在、高辺台小学校区で活動されている団体と、藤沢台小学校区で活動されている団体がございます。このうち、藤沢台小学校区で活動されている団体については、この助成制度を利用して車両を購入する予定であると聞いております。

水本委員 わかりました。ありがとうございます。

山口教育長 それでは、他にご質問等はございませんか。

特に無いようですので、資料8について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、資料9について、何かご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

特に無いようですので、資料10について、何かご質問等はございませんか。

勝山委員 「教育現場に深刻な問題を生んでいる評価育成システム」とありますが、これは具体的に、評価育成システムのどのような点を問題視しているものですか。

辻野教育総務部次長代理 お答えいたします。評価育成システムでは、授業アンケート等の評価が教職員の評価を行う際の参考とされております。このことから、教職員の賃金に関わることに子どもやその保護者を巻き込むことになるという点。次に、教職員の評価が行われることで、教職員同士の協力体制に支障をきたす可能性がある点。そして、評価者である学校長や教頭といった管理職教員へ、被評価者である教員が意見等を述べづらい雰囲気が醸成されるのではという点。大きくはこの3点を問題視しておられます。質問の主旨といたしましては、教職員の評価育成システムそのものが教職員の連帯を分断し、学校現場を混乱させるものであると強く訴えておられるものでございます。

勝山委員 とはいえ、評価の公開がモチベーション向上につながるなど、良い点もありますよね。

辻野教育総務部次長代理 はい。努力が評価されることを肯定的に捉えている教職員も一定数おりますことが、府のアンケート結果にもあらわれております。

山元委員 評価による客観的な視点を取り入れることで、年間を通じた目標や授業プランが明確になるという点も挙げられるかと思えます。教員時代の印象として、やはり優秀な教員は子どもや保護者からも人気がありますし、他の教員からも実力を認められているものですので、個人的には、評価の公表自体は教員同士の連帯や協働を阻害するものではないのではと思います。

南委員 かなり以前に、おそらくその時点では教員の賃金に反映されていなかったと思いますが、保護者として授業に関するアンケートへ協力させていただいた記憶があるのですが。

辻野教育総務部次長代理 はい。評価育成システムについては、平成16年度に本格実施となり、授業アンケート等の導入もしております。

山口教育長 授業アンケートは、評価者がその回答結果も加味しながら、被評価者の教員の授業力についても評価しています。また、アンケート結果は教員が年間の目標を設定し、授業の改善に向けて適宜改善を行っていく際の指標にもなりますので、教員の育成や成長にも寄与しているものと考えます。

水本委員 授業アンケートの結果のみが賃金に影響するわけではなく、賃金に反映される評価のうちの一部を占めるという位置付けですね。被評価者の教員にとっても、授業の改善のために、子どもたちが自身の授業をどのように受け止め、感じたのかという点を知るのは重要なことですから、授業アンケートの実施自体は当然、有用性のあることだと思います。

南委員 確かに、教員の方々が自身の授業方針等を見直す上では、授業に関するアンケート等があったほうがありがたいのではと思います。

水本委員 評価育成システムによる授業アンケートが実施される前から、児童・生徒の意見を授業内容に拾い上げるために、個人の取組みとして、独自に自身の授業についてのアンケートを行っている教員もおりました。

山口教育長 教育活動において、授業が占めるウエイトは大きいものですが、教員の評価にあたってはそれだけではなく、多面的かつ総合的に判断できるシステムになっております。

勝山委員 保護者の方々は、授業アンケートの回答が間接的に教員の賃金に影響を与えることについてはご存じなのでしょうか。

辻野教育総務部次長代理 詳細にはご存じないと思います。ただ、評価育成システムでは、教員が自身で設定した目標の達成状況を評価する業績評価と、日常の業務遂行能力を評価する能力評価を行い、これら2つの評価を総合して絶対評価としておりますので、授業アンケートはその一部分を担っているに過ぎません。授業アンケートのみが教員の評価を大きく左右するものではないと捉えていただいて構わないと思います。

勝山委員 わかりました。ありがとうございます。

山元委員 民間企業であれば、同様の評価システムは当然存在するものですし、評価されることで自分なりの目標や意欲にも繋がりますよね。努力に報いるものでもあります

し、教育の現場においても、個人の意識向上や、学校全体の環境改善の一助になると思います。

山口教育長

ただ評価で縛るのではなく、評価育成システムとあるように、教員力の育成のための評価であるという観点を持ってやっていくことが肝要であると思います。

それでは、他にご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

特に無いようですので、資料 11 について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、資料 12 について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、資料 13 について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第 27 号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第 4. 富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。まずは、議案第 40 号「富田林市余裕教室活用指針の見直し」について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、議案第 40 号「余裕教室活用指針」の見直しについて、ご説明させていただきます。議案第 40 号をご覧ください。

まず、余裕教室活用指針の見直しに至った経過ですが、本市では、児童生徒数の減少が進む中、余裕教室の活用を図るために、平成 26 年 5 月に「余裕教室活用指針」を策定しました。

指針策定後には、学校教育への活用に次いで、学童クラブへ転用するなど、余裕教室の活用を図ってまいりましたが、依然として、児童生徒数の減少傾向は続いている状況であります。また、地域においては、核家族化や共働き世帯の増加など家族形態が変容してきているため、子どもたちは学校以外での集団生活が希薄化している状況となっております。

こうしたことから、学校と地域・家庭が協働し、地域で子どもを育てるという観点から、子どもの安全見守り隊やすこやかネット、放課後こども教室などの地域団体とより一層連携を図っていくことが重要となっており、また、昨年の市長の所信表明におきましても、市民ニーズが複雑多様化し、地域が様々な課題を抱える中、その課題解決に向け、職員や地域の方が集い活動できる「地域活動拠点」が必要であるとの考えのもと、各学校の余裕教室を地域の活動場所として活用していくために指針の見直しを行ったところです。

余裕教室活用指針の見直しの概要としましては、各学校における余裕教室については、前回策定の方針である「学校教育での活用を最優先」にすることに変更はございませんが、市長の所信表明等を踏まえ、学校教育以外の活用形態として「地域活動拠点」を最優先することとしました。

また、「地域活動拠点」以外については、これまで通り「学童クラブ」「防災備蓄倉庫」の活用を優先していくこととしております。

続いて、「余裕教室活用指針」見直し箇所ですが、①1 ページ目の表題『1. 「余裕教室活用指針」策定の背景と目的』を『1. 「余裕教室活用指針」の見直しについて』に変更し、記載内容については、余裕教室活用指針を見直す必要性等を明記させていただきました。また、「近年の児童生徒数の推移」も更新しております。

次に、②5 ページ目の表題「5. 今後、学校教育以外の活用教室として優先的に活用を図るもの」を「5. 今後、学校教育以外で優先的に活用を図るもの」に変更し、記載内容については、学校と地域・家庭・行政が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくことなどを目的として、「地域活動拠点」を学校教育以外の活用の最優先としました。また、「地域活動拠点」以外については、これまで通りの考え方で、「学童クラブ」「防災備蓄倉庫」の活用を優先していくこととしております。

次に、③12 ページ目の表題「8. 余裕教室活用における使用許可の条件等」を「8. 今後の余裕教室の活用、及び使用許可の条件等」に変更し、記載内容については、前回と同様の内容となりますが、具体的に明記させていただきました。

最後に、ページが戻りますが、P4（6）について、「富田林市次世代育成支援行動計画」は「子ども・子育て支援計画」に移行しておりますことから、計画策定の担当課である、こども未来室とも調整を行い、「子ども・子育て支援計画」に修正し、記載内容も現状に合わせました。

なお、今回の指針の見直しにつきましては、「余裕教室有効活用検討委員会」委員からも意見を聴取しております。各委員の意見につきましては、別添の資料のとおりでございます。

委員からは、詳細に検討された指針（案）であるとの意見をいただいた他、修正部分に関連する意見としましては、子どもたちが放課後等に活用できるように優先して欲しい。との意見がありました。こちらにつきましては、余裕教室活用指針において、地域活動拠点の団体の中に、放課後等に子どもの体験・交流活動を地域ボランティアの協力を得て、放課後子ども教室への活用も優先しており、また、今年度の施政方針でも学校施設等について、子ども・子育て支援者の拠点の検討も踏まえることから、特に修正の必要はないと考えております。

次に、P5（1）①地域活動拠点の部分で、当初、「地域・学校・家庭・行政が連携・協働していくことで」としていましたが、上記の文章と合す方が良いとの意見で、「学校と地域・家庭・行政」に修正を行いました。

次に、地域活動拠点では何をするのか、との意見がありました。現状では、地域活動拠点において、見守り隊、すこやかネットなどの地域団体との更なる連携を図っていくために活用していくことを想定しております。

次に、P12「なお、余裕教室の恒久的な転用が困難な学校においては、活用形態により、子どもたちの安全面を確保し、学校教育に支障がないことを条件として、当該学校と共用で教室を使用する一時的な転用も考えられます。」を削除して欲しい。との意見がございましたが、現状においても、久野喜台小学校・寺池台小学校の多目的室は教育施設使用申請による団体への貸出しと学校との共用により使用中であることから削除はできないと考えております。

続いて、P12「活用条件等」の中で、長寿命化計画の中で、減築という方向性を出す場合に必要な検討になると考えるため、「将来の学校施設の適正規模を勘案し、余裕教室の活用場所（位置）についても十分に検討を行う。」を追記できないか、との意見がございました。今後は、学校施設の「長寿命化計画」を策定していくこ

とになるが、現時点での考え方としては、恒常的に余裕教室が発生し、多用途の受け入れがない場合において、減築の方向性を検討したいと考えているため追記することはしておりません。

その他、セキュリティの問題について、出入りの許認可は学校ではなく、市教委等の指示伝達が可能な機関によって嚴重にお願いしたい。施設面からも出入りに関する整備が整わない状況での開放はやめていただきたいとの意見があり、これは、従前の余裕教室活用指針からも、活用の留意点として、学校内の安全確保を最優先としており、開放にあたっては、管理体制やセコムの改修等の施設整備面も含めて検討していきたいと考えております。

また、開放にあたって教職員の負担にならないようお願いしたい。との意見があり、こちらも、施設整備面も含めて、学校と十分に協議し検討していきたいと考えております。

その他の意見については、今回の修正部分以外の意見となりますので、割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第40号につきまして、何かご質問等はありませんか。

山元委員

所見になりますが、学校の余裕教室を地域活動拠点として活用していくという新しい時代の流れを感じました。特に、3ページの「(2) 教育環境の確保について」の中で、しっかりと「児童生徒の授業の妨げにならないよう教育環境に十分配慮する必要があります」と触れられており、その点が一番心配だったので安心いたしました。続く4ページの「(3) 学校内の安全確保について」では、教育現場の責任者が施設の動線や管理責任等の点が明確にされており、「(4) 良好な関係作りを推進するために」では、単なる大人の趣味的活動の場とならないよう十分に配慮されています。また、学校教育に支障を来たす場合は活用許可を取り消す旨も明記されておりますので、現場の心配も解消されると思います。

余裕教室の活用について、今後は、地域活動拠点として学校教育以外への転用を優先していく必要がある中で、本市の学校教育に必要な教室や教室数が6ページにまとめられており、こちらも大変参考になりました。非常に有用な活用指針だと思いますので、12ページ「8. 今後の余裕教室の活用、及び使用許可の条件等」にもあるように、「十分な協議を行ったうえで転用を図っていくこと」および「十分な検討を行い転用の可否を判断すること」を徹底し、持続的に対応していただければと思います。

山本教育総務課長

ありがとうございます。

山口教育長

では、他にご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第40号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

次に、議案第41号「令和2・3年度 スポーツ推進委員の委嘱」について、生涯学習課から説明をお願いします。

正木生涯学習部次長

それでは、議案第 41 号「令和 2・3 年度 スポーツ推進委員の委嘱」について、ご説明させていただきます。議案書中マーキングされている方が、新たに委嘱いたします委員でございます。また、下段に新旧対照表を掲載いたしております。委員の交代は 1 名となっております。

このたび、令和 2 年 3 月 31 日をもちまして、スポーツ推進委員の 2 年の任期満了を迎えることから、「スポーツ基本法第 32 条」並びに「富田林市スポーツ推進委員に関する規則」の規定に基づきまして、新たに委嘱するものでございます。「スポーツ基本法第 32 条」では「市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整、並びに住民に対するスポーツの実技指導、助言を行なうという職務に対し、必要な熱意と能力をもつものの中から、スポーツ推進委員を委嘱するもの。」と定められ、「富田林市スポーツ推進委員に関する規則」第 3 条におきまして、スポーツ推進委員の定数を 31 名以内と定めております。

委嘱いたします委員は、それぞれの地域で、スポーツ活動の指導や育成に積極的に取り組まれているとともに、地域のコミュニティー活動において活躍をされている方々であり、本市のスポーツ・レクリエーション活動に対する理解と熱意を持たれていることから、今後、新たなスポーツ振興を図っていく上でも、その指導力が大いに期待できるものと考えており、委員の任期としましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 41 号につきまして、何かご質問等はいかがでしょうか。

特に無いようですので、議案第 41 号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

次に、議案第 42 号「富田林市指定文化財候補」について、文化財課から説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、議案第 42 号「富田林市指定文化財候補」について、ご説明を申し上げます。

富田林市文化財保護条例第 1 条で、文化財保護法や大阪府文化財保護条例の規定により国・府指定を受けたもの以外で、市域内における重要な文化財について保存・活用に必要な措置を講ずることを謳っています。また、同条例第 6 条では、第 1 項で、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを富田林市指定文化財に指定することができるとし、第 4 項で市教育委員会は、同条例第 27 条に基づく富田林市文化財保護審議会に諮問しなければならないこととなっております。

この度、同条例第 6 条による、富田林市指定文化財に指定して頂きたい、令和 2 年 1 月 10 日に同審議会に諮問いたしました。諮問内容は、指定候補として、「①有形文化財考古資料「甘山南古墳出土遺物一括」」「②有形文化財書跡・典籍古文書「仲村家文書 4,649 点、附書籍 903 点、板木 17 点、印鑑 3 顆、氏子札 1 点、酒造関係等証札類 23 点」です。

活発な議論をしていただいた中で、「歴史的・学術的にも貴重なものであると確認したので、市指定文化財として指定することが適当であると認める。」とし、令和2年2月17日同審議会において、資料のとおり答申をいただきました。

以上のことにより、答申されました、有形文化財歴史資料、2件について、同条例6条の規定により、市指定文化財として指定いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、指定になりますと本市にとって第2号、3号となります。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第42号につきまして、何かご質問等はありませんか。

特に無いようですので、議案第42号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。

これで、令和元年度3月の定例教育委員会会議を終了いたします。